

財団法人 島根県育英会

## 平成 20 年度 奨学生募集要項

### 奨学金貸与事業の趣旨

この奨学金貸与事業は、向上心をもちながら、経済的理由によって修学が困難と認められる島根県出身の優秀な大学生等に奨学金を貸与して、その修学の便を図ることにより、社会に有為な人材の養成に寄与することを目的とするものです。

この趣旨に基づき、平成20年度奨学生を次により募集します。

1. 募 集 人 員 50名

### 2. 応 募 資 格

島根県出身者で、学校教育法に基づく大学・短期大学・大学院・高等専門学校（4年生以上に限る）・専修学校（専門課程に限る）（以下「大学等」という）に、平成20年度に進学しようとする者または在学している者のうち、人物及び学業成績が優秀で、かつ学資の支弁が困難と認められる者。

ただし、次の者は応募することができません。

- (1) 最短修業年限が2年に満たない者
- (2) 島根県育英会の奨学金（高等学校等奨学資金は除く）または就学資金の貸与を受けたことがある者
- (3) 現に島根県育英会の奨学生（高等学校等奨学資金は除く）が同一世帯に居る者
- (4) 外国大学の日本分校に進学または在学する者
- (5) 通信制の学部、専攻科及び別科に進学または在学する者

(注) 島根県出身者とは、次のいずれかに該当する者をいいます。

- ① 本人の住所が通算して5年以上島根県内にある者
- ② 父母またはこれに準ずる方の住所が島根県内にある者
- ③ 上記①または②に準ずるものとして選考委員会において特に認めた者

### 3. 奨学金の貸与月額

奨学金の貸与月額は、3万円、4万円、5万円、6万円、7万円のうちから選択出来ます。

### 4. 貸与期間

貸与期間は、平成20年4月から平成20年度に入学（転・編入学を含む）または在学する大学等の最短修業年限の最終月までです。ただし、大学院生は、2年間を限度とします。

### 5. 奨学金の返還

奨学金は、無利息とし、卒業後6か月を経過した翌月から貸与を受けた月数の3倍に相当する期間内に、当育英会が別に定める年賦、半年賦、月賦その他の割賦により、当育英会の理事長が指定する金融機関の口座引落しの方法で返還しなければなりません。

### 6. 奨学金返還の特例

- (1) 奨学生が卒業後島根県内に定住した場合は、県内居住期間内に限り返還額の一部（貸与月額の内1万5千円相当額）が返還免除となります。
- (2) 学業成績が特に優秀で、経済的に著しく修学が困難であると判定された男女各1名を、「中筋給付特待生」として採用します。

この特待生に選ばれた者は、本人が当初希望した貸与月額の内、3万円が給付金に切り替わり、残額の貸与金のみを卒業後返還することになります。

（この制度は、県内のある企業からの寄付により設けられたものです。）

### 7. 奨学金貸与の休止等

奨学生が次に掲げる事由に該当したときは、奨学金貸与の休止、停止または取り消しをすることがあります。

- (1) 奨学生願書に虚偽の事項を記入したこと等が判明したとき。
- (2) 留年・修得単位不足等学業成績の不振、性行の不良等奨学生としてふさわしくないと思われるとき。
- (3) 休学・転学・長期欠席・退学等をしたとき。
- (4) 退学・停学等の処分を受けたとき。

## 8. 出 願 手 続

- (1) 高等学校卒業見込者または過年度卒業者及び高等専門学校の在学者は、次の書類を在学または出身の高等学校等を経由して提出してください。
    - ① 〇島根県育英会奨学生願書
    - ② 市町村長の証明する所得証明書（平成19年度課税台帳記載の証明）
    - ③ 高等学校長の証明する調査書（開封無効）
  - (2) 大学・短期大学・大学院・専修学校の在学者または卒業者は、次の書類を当育英会事務局（〒690-0887 松江市殿町19番地1 島根JAビル内）に送付するか持参してください。
    - ① 〇島根県育英会奨学生願書
    - ② 市町村長の証明する所得証明書（平成19年度課税台帳記載の証明）
    - ③ 在学または卒業を証明する書類
    - ④ 学業成績証明書（開封無効。在学者は平成19年度前期分までの成績）
    - ⑤ 奨学生応募者調書
- (注) ①、②、⑤の用紙は、所定のものを使用すること。（用紙は、各高等学校及び当育英会事務局にあります。）
- (3) 大学入学資格検定及び高等学校卒業程度認定試験合格者で大学等に進学しようとする者は、上記④の学業成績証明書に代えて、大学入学資格検定合格成績証明書または高等学校卒業程度認定試験合格成績証明書を提出してください。

## 9. 願 書 受 付 期 間

平成20年2月12日（火）から平成20年3月31日（月）までとします。（平成20年3月31日17時までに持参したものまたは郵送の場合で同日までの消印があるものは、受け付けます。）

ただし、高等学校卒業見込者（過年度卒業者で進学していない者を含む）及び高等専門学校の在学者は、在学または出身の高等学校等の受付締切日までに高等学校等へ提出してください。

## 10. 奨 学 生 の 選 考 及 び 決 定

〇島根県育英会選考委員会において、応募者の人物並びに学業成績、家計等について審査を行い、適格度の高い順に選考のうえ、当育英会理事長が奨学生を決定し本人に通知します。採用にならなかった者にもその結果をお知らせします。

## 11. 誓 約 書 等 の 提 出

奨学生決定の通知を受けた者は、第一連帯保証人及び第二連帯保証人の連署による「誓約書」と、入学、または在学する大学等の発行する「在学証明書」を提出していただくことになります。

## 12. 奨学生辞退の届出

願書提出後に大学等に進学しなかった等の理由で奨学生となる資格がなくなったときは、当育英会事務局に電話等でその旨を速やかに連絡してください。

(上記のような理由で奨学生に採用される資格がなくなったにもかかわらず、その旨を当育英会事務局に連絡しないで放置されますと、他の奨学金貸与希望者に大きな迷惑をかけることとなりますので、このような事態が生じたときは、直ちに当育英会事務局へ連絡をお願いします。)

## 13. そ の 他

### (1) 日本学生支援機構奨学金との併給の禁止

当育英会の奨学生は、原則として日本学生支援機構の奨学金との併給を認めていませんので、両方とも奨学生採用が決定した場合には、そのいずれか一方を選んでいただくことになります。

### (2) 島根県育英会大阪学生会館入寮生及び就学生との重複の禁止

当育英会の奨学生、就学生及び入寮生全てに重複して応募することはできませんが、採用の決定については下表のとおりいずれかを辞退していただくことになりますので、重複採用となった場合は当育英会事務局に電話でその旨を連絡のうえ、どの制度を利用されるのかを決定していただくことになります。

(参 考)

区 分	学生会館	奨 学 金	就学資金
学生会館(入寮希望者)		×	○
奨 学 金(貸与希望者)	×		×
就学資金(貸与希望者)	○	×	

島根県松江市殿町19番地1

島根JAビル2階

郵便番号 690-0887

財団  
法人

**島 根 県 育 英 会**

TEL (0852)-28-1981 (事務局)

FAX (0852)-26-2089 (事務局)

URL <http://www.shimane-ikuei.org/>

メールアドレス [info@shimane-ikuei.org](mailto:info@shimane-ikuei.org)